

8-10 土壌汚染対策法の施行状況

(平成30年度末現在)

項目	所管	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市	計
法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数		272	812	70	26	39	166	45	64	96	44	29	72	1731
法第3条第1項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数		56	228	26	8	12	19	14	15	17	23	19	31	468
上記調査の結果、基準超過し要措置区域等に指定された件数		27	99	20	2	6	8	7	6	10	9	4	11	209
法第3条第1項のただし書に基づき確認を行った件数		233	487	73	28	30	116	35	61	100	34	20	45	1262
法第4条第1項に基づく土地の形質の変更届出件数		854	522	275	63	135	236	267	215	173	104	89	134	3067
法第4条第2項に基づく調査結果報告件数		2	0	0	0	0	0	8	3	1	1	1	0	16
法第4条第3項に基づき調査命令を発出した件数		19	23	8	0	5	9	16	22	4	1	1	3	111
上記調査の結果、基準超過し要措置区域等に指定された件数		14	24	5	0	4	4	14	12	3	2	2	3	87
法第5条第1項に基づき調査命令を発出した件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条第1項に基づく区域指定申請の結果、要措置区域等に指定された件数		40	207	32	0	29	15	15	25	10	3	0	4	380

注)所管が大阪府となっている欄は、土壌汚染対策法政令市11市(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市)を除く市町村(大阪版地方分権推進制度により知事の権限が移譲された市町村を含む)における件数を表しています。